

ナイシンの使用基準案、GSFA(案)、EU、米国及びオーストラリア・ニュージーランドの使用基準

本申請		Draft GSFA (1) 35th CCFAC		米 国(2) 21CFR		EU(3) EU指令No.95/2/EC、1995		オーストラリア・ニュージーランド(4)	
使用基準案	最大 使用量 (mg/kg)	食品分類 (Food Cat. No)	最大 使用量 (mg/kg)	食品分類	最大 使用量 (mg/kg)	食品分類	最大 使用量 (mg/kg)	食品分類	最大 使用量 (mg/kg)
ホイップクリーム類(乳脂肪分を主成分とする食品を主要原料として泡立てたものをいう。)	12.5	乳製品類(区分02.0の製品類を除く) (01.0)	12.5 ^{※1}	—		—		乳及脂肪をベースとしたデザート	GMP
		凝乳クリーム (01.4.3)	10	—		クロテッドクリーム	10	クリーム製品(着香、ホイップド、thickened、サワークリーム)	10
チーズ(プロセスチーズを除く。)	12.5	未熟成チーズ (01.6.1)	12.5	低温殺菌チーズスプレッドおよび低温殺菌プロセスチーズスプレッド(\$133.175)、果物、野菜もしくは肉類入り低温殺菌チーズスプレッド(\$133.176)、低温殺菌プロセスチーズスプレッド(\$133.179)、果物、野菜もしくは肉類入り低温殺菌プロセスチーズスプレッド(\$133.180)	6.25 ^{※1}	マスカルポーネ	10	チーズ及びチーズ製品	GMP
		熟成チーズ (01.6.2)	12.5			熟成チーズ	12.5		
		ホエイチーズ (01.6.3)	12.5			—			
		チーズ類似品 (01.6.5)	12.5			—			
		ホエイ蛋白チーズ (01.6.6)	12.5			—			
プロセスチーズ	6.25	プロセスチーズ (01.6.4)	6.25 ^{※1}	—		プロセスチーズ	12.5		
—		缶詰又は瓶詰め(殺菌済みの)又はレトルトパウチ包装の野菜類(キノコ類、根菜類及び塊茎類、大豆等の豆類及び豆果、アロエ、海藻)(04.2.2.4)	GMP	—		—		果肉を含む果物・野菜調整品、トマト製品	GMP
穀類及びでん粉を主原料とする洋生菓子	3	穀類及びでん粉を主成分とするデザート ^{※2} (06.5)	3	—		セモリナプディング、タピオカプディング及びその同類食品	3	—	
洋菓子	6.25	高級なベーカリー焼成品(甘味、塩味、香味)(07.2)	6.25 ^{※1}	—		—		小麦粉製品(クランベット、パンケーキ、ホットケーキ)	250
食肉製品	12.5	食肉及び食肉製品類、家禽及び狩猟動物肉を含む (08.0)	12.5 ^{※1}	フランクフルト ^{※4}	6.9	—		(加工した肉、家禽及び狩猟動物肉製品) ^{※9}	12.5
				調理済み肉および家禽類製品 ^{※4}	5.5				
ソース類、マヨネーズ、ドレッシング	10	缶詰、瓶詰、及び冷凍したものを含め、そのまま摂取できるスープ及びブロス (12.5.1)	GMP	非標準的サラダドレッシングおよびソース ^{※5}	記載なし	—		ソース、ディップ、トッピング、マヨネーズ、サラダドレッシング	GMP
—		タンパク質(利用)製品類 (12.9)	5 ^{※1}	—		—		—	
卵加工品	5	液卵 ^{※3} (10.2.1)	GMP	液状卵、卵白、卵黄およびこれらの混合製品 ^{※6}	記載なし	液卵 ^{※7}	6.25 ^{※8}	液卵製品	GMP
味噌	5								

※1 ナイシン製剤量として表記されていたので、ナイシン1mg=ナイシン製剤40mgとして、ナイシンに換算した。

※2 主成分としてシリアル、澱粉又は穀物を含んでいるデザート製品。さらにシリアル又は澱粉ベースのデザート用充填物を含む。

例は次のものを含む: ライスプディング、セモリナプディング、タピオカプディング、米粉ゆで団子(dango)、蒸しパン及び澱粉のプディングベースのデザート(生菓子)、デザートタイプの餅

※3 第38回CCFAC(2006年)で追加された。

※4 2004年4月、Rhodia社によるGRAS Noticeが受理された。

※5 1995年12月、Aplin&Barrett LtdとHygrade Egg Products, inc.によるGRAS申請が認定された。

※6 1994年8月、Aplin&Barrett LtdによるGRAS申請が認定された。

※7 2006年10月20日、液卵への使用追加が要請され、EFSAで評価を行なわれた結果、液卵への使用追加については安全性の懸念がないと結論された。

※8 使用量の単位はmg/L

※9 現在、加工した肉、家禽及び狩猟動物肉製品への使用を認めることを検討中で、近々に認められる予定(2007年9月19日までHP上で意見募集実施)。

参考資料

(1) Report of the 35th session on the codex committee on food additives and contaminants, Codex alimentarius commission(ALINORM 03/12A April 2003)(=ナイシンに関する資料2-5)

(2) 21CFR Food and Drug Administration, §184.1538(=ナイシンに関する資料2-6)

(3) Official Journal of the European Communities 1995 L Volume(=ナイシンに関する資料2-12)

(4) http://www.foodstandards.gov.au/_srcfiles/DAR_Final_A565_Nisin_in_Processed_Meat_Products.pdf#search=%22nisin%22